

# CPAP治療に関する大切なお知らせ

## ～診療報酬改定および算定基準の変更について～

日頃よりCPAP治療にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
このたび、厚生局による診療報酬改定および算定基準の見直しにより、  
CPAP治療に関する評価方法が変更されましたのでお知らせいたします。

### ■ 医療費および管理体制について

CPAP管理料は、これまで250点でしたが、今後は240点へ変更となります。  
また、患者さんの治療状況をより適切に評価・管理するため、  
「充実した管理体制加算(15点)」が新たに設けられました。  
これらは医療機関ごとの判断ではなく、厚生局の基準に基づく全国共通の  
改定内容です。

### ■ CPAP使用状況の評価基準について

今回の改定により、CPAP治療の評価においては  
使用時間および使用率(アドヒアランス)が重要な指標として  
扱われるようになっていきます。

具体的には以下の点が評価対象となります。

- 1日あたりの使用時間
  - 1か月を通じた使用状況(平均使用時間・使用率)
- このため、安定した継続使用がより重要となります。

### ■ CPAP使用の目安について

厚生局の基準および治療効果の観点から、以下を目安にご使用ください。

- できるだけ毎日使用すること
- 1日1時間以上の使用
- 1か月平均でも安定した使用時間の確保

### ■ 最後に

CPAP治療は、継続的な使用により効果が得られる治療です。  
ご不明な点や装着の困りごとがありましたら、いつでもご相談ください。  
今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

2026年 6月



医療法人社団 博栄会

赤羽中央総合病院

赤羽中央総合病院附属クリニック